平成２８年（フ）第２５５７号
大阪府箕面市牧落３丁目13番31号（101号）
債務者　西尾　国友
1　決定年月日時　平成28年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月９日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２５６３号
大阪府茨木市玉瀬町28番35号
債務者　池本　紘司
1　決定年月日時　平成28年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月13日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２５６４号
大阪府茨木市玉瀬町28番35号
債務者　池本　政子
1　決定年月日時　平成28年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月13日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２７２５号
大阪府枚方市上野２丁目９―45　中宮第３団地303号、住民票上の住所大阪府枚方市渚元町20番25号
債務者　金森祐太朗
1　決定年月日時　平成28年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月９日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２７８０号
大阪市西成区山王３丁目９番24号　山王プラザ　303号、前住所大阪市西成区太子１丁目13番34号　ホテルウエスト
債務者　植村洋一こと　金　　洋一
1　決定年月日時　平成28年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月９日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第９０号
岡山市南区大福679番地19、旧住所岡山市北区天瀬南町５番13号
債務者　和田　聖子（旧姓内山）
1　決定年月日時　平成28年７月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月21日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２３９号
岡山市南区芳泉４丁目４番25―１号
債務者　髙田恵利子
1　決定年月日時　平成28年７月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月27日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２７年（フ）第４９１４号
大阪府東大阪市西岩田２丁目７番25―119号、開始決定時の住所大阪府東大阪市西岩田２丁目７番25―821号
破産者　濱田　　聡
1　決定年月日　平成28年７月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２２７０号
奈良県生駒市北大和２丁目２番地12
破産者　東畠　代次
1　決定年月日　平成28年７月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２９９５号
大阪府岸和田市加守町４丁目32番５―706号
破産者　藤井　清久
1　決定年月日　平成28年７月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３４０４号
大阪府八尾市萱振町３丁目67番地の11
破産者　高島　洋一
1　決定年月日　平成28年７月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４３４２号
大阪市住之江区安立４丁目１番４号　メゾンＡメッツ　608号室
破産者　難波　義隆
1　決定年月日　平成28年７月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４６０１号
大阪府吹田市千里山西１丁目18番38号
破産者　中島　徳男
1　決定年月日　平成28年７月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３７０号
堺市南区槇塚台１丁10番13―204号、前住所三重県名張市つつじが丘北４番町32番地
破産者　阿部　雅彦（旧姓鏡堂）
1　決定年月日　平成28年７月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第８１５号
堺市西区上173番地34
破産者　ブルームこと　下原　敏広
1　決定年月日　平成28年７月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第２１号
岩手県釜石市大字平田第５地割84番地５　釜石市平田第６仮設団地26―３号室、旧住所岩手県釜石市大町２丁目２番１号
破産者　菊池　哲彦
1　決定年月日　平成28年７月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係